



自転車の交通ルール・マナー？

先月、「春の全国交通安全運動」が実施され、同時に鳥取県内の高校では「高校生あいさつ・交通マナー運動」が行われました。今年も、啓成地区から公民館長さんをはじめ、たくさんの方に「あいさつ運動」に御協力いただきました。ありがとうございました。

さて、最近の米工生の自転車における交通ルール遵守の状況やマナーについて、気が付いた事や生徒・保護者の皆さんに注意をして欲しい点をいくつか挙げたいと思います。

1 自転車のヘルメット、マナーについて

普段の登下校の様子から、ヘルメットの着用率は全体で5割ぐらいでしょうか。1年生の着用率は9割以上ですが、学年が上がるにつれて着用率が下がっているように感じます。その中でも8時30分から40分までの、遅刻ギリギリに学校に来る人のほとんどが着用していません。加えてイヤホンをつけての運転も多々見受けられます。ヘルメットに関してはステッカーを発行した時に所持を確認していますので、ヘルメットはあるはずです。自らの安全を守るためだけではなく、自覚を持って交通ルールを守りヘルメットを着用してください。

また、自転車駐輪場については各学年クラスで指定されています。今年度に入り、何度か自分のクラスの駐輪場に止めるように連絡しましたが、未だに守れない生徒が多くいることを残念に思います。交通ルールやマナーを理解したうえで、よく考え意識して行動しましょう。

2 自転車の交通違反で青切符(2026年4月から)

自転車の交通違反に対して警察庁は、車やオートバイと同様に反則金の納付を通告する『青切符』による取り締まりを2026年4月1日から行う方針です。『青切符』は113の交通違反が対象となります。その中で普段よく見かける自転車の違反行為(交通違反)と反則金について紹介します。

「自転車乗用中の主な交通違反と反則金額(案)」

・携帯電話を使用(いわゆるながら運転)	・・・・・・・・	1万2000円
・遮断機が下りている踏切に立ち入る	・・・・・・・・	7000円
・信号無視・通行区分違反	・・・・・・・・	6000円
・一時不停止・制動装置の不良・無灯火のなど違反行為	・・・	5000円
・並進禁止違反・2人乗り	・・・・・・・・	3000円 など



ぎょうじよてい
【行事予定】

5月7日(水)～12(月)授業公開週間
5月7日(水)生活点検アンケート・悩みアンケート
5月8日(木)歯科検診(2年)
5月9日(金)PTA授業参観・PTA評議員会・PTA総会



しゅうまつたいかい
【週末の大会】

陸上競技部

べいこう
米工 HP